

1 部活動の目的

部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであり、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものとして、学校教育の一環として行われるものである。

本校は、部活動を通して、知識・技能の習得のみならず、生涯にわたってスポーツや芸術文化等の活動に親しもうとする態度を養うとともに、心身の健康の増進、好ましい人間関係の形成や社会性等の育成を図る。

また、特に次の3点を意識して活動する。

- ・達成感や成就感のある場となるように努める。
- ・学年を越えた集団の中で、互いに協力し合い、向上を目指す態度を育成する。
- ・規律や礼儀など、日常の生活や将来につながる指導を意識し、同時に励行に努めさせる。

2 運営方針

- (1) 部活動の目的や指導方針、望ましい休養日や活動時間等について、全教員で確認し、共通理解の上で活動を進める。
- (2) 部活動の教育的意義や進路選択の観点から、生徒に対しては部活動への参加を推奨する。ただし、本人・保護者から、校外でのスポーツ的・文化的活動や学習活動、又は特別な家庭事情があって参加できないという申し出があった場合は、相談の上、参加しないことを認める。※詳細は8の(2)参照
- (3) 部活動は全教員が担当し、一人の顧問に負担が集中しないように役割を明確にするとともに、協力して運営・指導にあたる。
- (4) 部活動の活動方針、各部の年間計画や活動計画について、保護者や地域住民に対して周知し、理解と協力が得られるよう努める。
- (5) 生徒の安全を第一に考え、施設・設備等の安全点検を行うとともに、大会等の引率時における生徒の把握、活動時の安全確認等についても十分に配慮する。

3 指導方針

- (1) 生徒の心身の健康及び安全管理の観点から、種目や分野の特性を踏まえた、短時間で効果が得られる指導に努める。
- (2) 生徒による自主的・自発的活動が促進されるよう、生徒個々に目標や課題をもたせ、目標達成や課題解決が図られるよう支援する。
- (3) 生徒の健康に考慮し、本校で定めた休養日や活動時間等を厳守するとともに、過度な活動内容とならないよう配慮する。
- (4) 豊かな人間性や社会性を育むため、生徒の努力を認め、励ます肯定的な指導と、コミュニケーションを大切にされた指導に努める。
- (5) 体罰は絶対に許されない行為であることを十分に意識し、生徒に対して肉体的・精神的苦痛を与えることや、セクシャルハラスメント・パワーハラスメント、生徒の人格を否定するような発言等は絶対に行わない。
- (6) 活動する際は、原則として顧問が活動場所に付き、顧問が付けない場合は、活動を停止するか、他の教師又は外部コーチが代理として付く。※詳細は7の(5)参照

4 休養日・活動時間

生徒の休養日及び活動時間等については、生徒の発達段階を考慮し、食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送り、多様な活動に取り組む機会を得ることができるよう「弘前市小学校期の文化・スポーツ活動等及び中学校期の部活動の指針」を踏まえ、本校では以下のように定める。

- (1) 休養日について
 - ① 学期中の休養日
 - ・週あたり2日以上(平日1日以上、週末1日以上)の休養日を設ける。
 - ※大会参加等で週末の両日とも活動した場合は休養日を月曜日に振り替えるものとする。
 - ② 長期休業中の休養日
 - ・学期中(平日1日、週末1日の休養日)に準じた扱いとする
 - ・長期休養期間を設ける。

- ・本市で定める閉庁日及び年末・年始期間
- ③ テスト期間の活動
 - ・中間・期末テスト1週間前から活動停止とする。ただし、休み明けテスト及び1学期中間テストは3日前から活動を停止する。
- ④ 会議がある日の活動
 - ・職員会議及び学年会議の日は部活動を行わない。その他の会議の場合は危険のないメニューを組み、適宜顧問が活動場所を巡回する。
- (2) 活動時間について
 - ① 学期中の活動時間
 - ・平日の活動時間は、2時間程度とする。
 - ・週末の活動時間は、3時間程度とする。
 - ② 長期休業中の活動時間
 - ・長期休業中の活動時間は、学期中に準じて3時間程度とする。
 - ③ 生徒の退下完了時刻
 - ・4月から2学期末テストまでは午後7時00分、それ以降から3月は午後6時30分とする。
 - ④ 強化期間
 - ・地区中体連1週間前から「強化期間」として短縮授業とし、活動時間を確保するが、退下完了時刻は守る。

5 練習試合や大会・コンクール等への参加

- (1) 練習試合の実施回数や、学校として参加する大会数については、生徒の学校及び家庭生活や保護者の送迎等を考慮し、過度な負担とならないよう十分に配慮する。
- (2) 練習試合や大会・コンクール参加への交通手段は、公共交通機関、貸切バス・タクシー等の利用、もしくは、保護者の自家用車を原則とし、教職員が生徒を自家用車に同乗させて移動することを禁止する。
- (3) 宿泊を伴う遠征や中南部地区以外での大会等の参加については、管理職と相談する。

6 設置する部活動と顧問

	部	顧問	備考
常設	野球	工藤敦 長内	
	バスケットボール	佐藤 清藤 榊	
	バレーボール (女子)	奈良岡 幸山 成田修	
	バドミントン	工藤真 鎌田 亀山	
	ソフトボール	田川 山口	
	サッカー	嘉山 神	
	陸上	三上 千葉睦	
	ソフトテニス	工藤智 三浦 阿保	
	卓球	丹代 千葉有	
	剣道	小野 鹿内	
	柔道	館坂 森	
	吹奏楽	竹林 成田素	
	合唱	福士 小杉 油川	
	日本文化	葛西 (亀山)	
	美術	中谷 外崎	
	囲碁・将棋・連珠	成田恵 赤石	
	コンピュータ	間山 赤石	
特設	水泳	外崎	
	新体操	葛西	
	駅伝	三上	

7 運営上の留意点

- (1) 毎月の活動計画等の作成にあたっては、次の点に留意する。
 - ① 毎月の活動計画については、月末までに翌月の活動計画を作成し、校長、教頭から承認を得る。また、承認を得た活動計画の原本は、部活動計画綴に保管し、全教職員が共有で

- きるようにするとともに各家庭に示す。
- ② 実績報告書については、月末に作成し、校長、教頭に提出する。また、確認後は、事務に原本を渡し、写しをファイルに綴じて保管する。
- (2) 校外での活動及び朝練習、部活動停止日の活動を行う必要がある時は、事前に教頭に相談し、下の様式に記入の上、特活指導部長に提出して、校長の許可を得る。
- ① 校外部活動届（様式2）
- ・大会要項、名簿、保護者への通知状がある場合、全て添付する。
 - ・大会参加費等の請求がある場合は、請求関係書類と共に1週間前までに提出する。
 - ・その他の対外試合等は活動のある週の2日前までに提出のこと。
- ② 朝練習許可願（様式3）
- ・中体連、新人戦、県大会の1週間前から行うことができる。 ※土、日、祝日は除く
 - ・活動の時間は7：10～7：45とし、7時前には生徒を登校させない。
 - ・提出期限は活動の前日までとする。
- ③ 部活動停止日特別練習許可願（様式5）
- ・テスト前や職員会議など部活動停止日ではあるが、直前に諸行事があり、部活動を行う場合に提出する。
 - ・ただし、1時間程度の練習・調整とし、練習試合や遠征等は行わない。
 - ・提出期限は活動の前日までとする。
- (3) 部活動の必要経費として保護者から集金する際は、通知文により周知し、年度末には会計報告を行い、管理職及び各家庭に示す。
- (4) 外部コーチ(部活動指導員、部活動アシスタント含む)には、校長より委嘱状を交付し、本校の方針について理解してもらうようにする。
- (5) 外部コーチについて
- ① 部活動指導員
- ア 顧問が学校敷地内にいなくても指導が可能である。
- イ また、学校外での大会・練習試合等の引率も可能であるが、顧問は、可能な範囲で共に引率するか、連絡体制を整えておくようにすること。
- ② 部活動アシスタント
- ア 部活動アシスタントは、顧問が学校敷地内にいることを条件に、顧問が部活動場所にいなくても指導できる。
- イ 顧問が学校敷地内におらず、どうしても活動が必要な場合は、顧問が管理職に相談する。
- ウ 部活動指導員経験者のみ、保護者の了承を得たうえで、校長が可能と判断した場合には、中南・東青・西北地区で行われる宿泊を伴わない練習試合など、他校との合同練習の引率が可能である。顧問は、可能な範囲で共に引率するか、連絡体制を整えておくようにすること。
- エ 部活動指導員未経験者については、保護者の了承を得たうえで、校長が可能と判断した場合には、中南地区で行われる宿泊を伴わない練習試合など、他校との合同練習の引率が可能である。顧問は、可能な範囲で共に引率するか、連絡体制を整えておくようにすること。
- ③ 外部指導員(①②以外)
- 学校敷地内での通常の部活動に限り、顧問が部活動場所にいなくても指導できる。
(顧問は学校敷地内にいること)

8 その他

- (1) 部員がいなくなった時点で休部扱いとし、休部期間3年をもって廃部とする。ただし、休部期間中も勧誘活動は行う。
- (2) 2の(2)を受けて、部活動に参加しない生徒は「生徒校外活動届」を提出する。
- (3) 活動の細則については、別に示す。

令和5年5月1日 現在